

南九州市告示第92号

南九州市働く若者定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和8年3月31日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市働く若者定住促進事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

南九州市働く若者定住促進事業補助金交付要綱(平成30年南九州市告示第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第5項ただし書を次のように改める。

ただし、月末に離職した場合は、当該月まで交付対象期間に含めるものとする。

第4条第6項中「前2項」を「第4項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 前項において、再就職をした場合は、交付対象者は初回の交付対象期間の範囲内において、再びこの補助金の交付を申請することができるものとする。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。